

原議保存期間	5年(令和7年3月31日まで)
有効期間	一種(令和7年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長  
警視庁組織犯罪対策部長  
各道府県警察本部長  
各方面本部長  
殿

警察庁丁暴発第43号  
令和2年2月18日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部  
暴力団対策課長

### 不動産競売における暴力団員等の買受け防止の方策について（通達）

平成25年12月10日に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略について」において、不動産競売・公売への暴力団の参加防止等について検討することとされたこと等を踏まえ、民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第2号）により改正された民事執行法（昭和54年法律第4号）において、不動産競売における暴力団員等の買受け防止の方策に関する条項が整備され、本年4月1日に施行されることに伴い、最高裁判所と協議し、下記のとおり運用を実施することとしたので、各都道府県警察においては、事務処理上遺漏のないようにされたい。

### 記

#### 第1 買受け防止の方策

##### 1 暴力団員等に該当しないこと等の陳述（法第65条の2関係）

不動産競売にかけられた不動産の買受けの申出は、買受けの申出をしようとする者（その者に法定代理人がある場合にあつては当該法定代理人、その者が法人である場合にあつてはその代表者）が次のいずれにも該当しない旨を陳述しなければ、することができないとされた。

- (1) 買受けの申出をしようとする者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 自己の計算において当該買受けの申出をさせようとする者（その者が法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等であること。

##### 2 調査の囑託（第68条の4関係）

執行裁判所は、次に掲げる者が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に囑託しなければならないとされた。

- (1) 最高価買受申出人（その者が法人である場合にあつては、その役員。以下同じ。）
- (2) 自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者があると認める

場合には、当該買受けの申出をさせた者（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下同じ。）

### 3 売却不許可事由（第71条関係）

執行裁判所は、最高価買受申出人又は自己の計算において最高価買受申出人に買受けの申出をさせた者（以下「最高価買受申出人等」という。）が次のいずれかに該当する事由があると認めるときは、売却不許可決定をしなければならないとされた。

(1) 暴力団員等（買受けの申出がされた時に暴力団員等であった者を含む。以下同じ。）

(2) 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの

## 第2 調査の嘱託に対する回答

### 1 調査の嘱託

法第68条の4に基づく調査の嘱託は、執行裁判所から当該執行裁判所の所在地を管轄する警視庁又は道府県警察本部において暴力団対策を主管する課（以下「暴力団対策主管課」という。）の長等（以下「暴力団対策主管課長等」という。）に対し、当該調査の対象である最高価買受申出人等（以下「調査対象者」という。）に係る一覧表（以下「一覧表」という。）が添付された嘱託書及び電磁的記録媒体（以下「嘱託書等」という。）により行われる。

嘱託書等を郵送により送付を受けた暴力団対策主管課長等は、遅滞なく執行裁判所に対し、收受した旨の連絡をすること。

### 2 暴力団員等該当性の回答

調査を嘱託された暴力団対策主管課長等は、調査対象者について警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務により暴力団情報の照会を行い、その結果及び必要な補充調査の結果に基づいて回答すること。

また、執行裁判所に対する回答は、以下の要領により行うものとする。

#### (1) 回答書の様式等

暴力団員等と認められない調査対象者については、原則一覧表に記載されている事件番号ごとに別記様式第1号により回答書を作成すること。

また、暴力団員等と認められる調査対象者については、調査対象者ごとに別記様式第2号により回答書を作成すること。

#### (2) 回答の期限

執行裁判所に対する回答は、原則として、嘱託書に記載された回答期限までに、回答書が当該執行裁判所に到達するように回答するとともに電磁的記録媒体を返却するものとする。ただし、補充調査に日数を要する場合のほか、諸般の事情により回答期限までに回答することができない場合は、後日回答すること。

なお、調査対象者が複数ある場合において、そのうち一部の調査対象者について

回答期限までに回答することができない場合は、回答することができない調査対象者についてのみ後日回答することとし、回答期限までの回答が可能である調査対象者については、嘱託書に記載された回答期限までに回答すること。

(3) 授受要領

回答書及び電磁的記録媒体（以下「回答書等」という。）の授受は、手交又は郵便書留による送付により行うこととし、郵便書留により送付する場合は、誤配達の防止、漏えいの防止その他情報の管理に万全を期すものとする。

なお、郵便書留により送付する場合は、嘱託書等に同封された返信用の封筒（返信用の郵券が貼付されたもの又は料金後納郵便の印が押されたもの。以下同じ。）を使用するものとし、封筒が不足した場合は、執行裁判所に送付を依頼すること。

(4) 執行裁判所への連絡

回答書等の授受を郵便書留による送付により行う場合は、発送前に執行裁判所に対し、発送する旨の連絡をすること。

また、回答期限までに回答することができない調査対象者がある場合は、回答期限までに執行裁判所に対し、当該調査対象者に係る回答が遅延する旨及びその理由並びに回答時期の目途について連絡をすること。

### 第3 警察庁への報告

執行裁判所に対し、調査対象者が暴力団員等と認められる旨の回答をする場合は、事前に警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課（以下「暴力団対策課」という。）に報告をすること。

また、調査結果を回答するに当たり、執行裁判所との間で疑義が生じた場合においても、暴力団対策課に報告をすること。

**別記様式については省略**